

令和8年度

燃料電池タクシー導入促進費補助金
申請の手引き

令和8年4月

愛知県経済産業局水素社会実装推進課

確認フロー

※手引きを見る前に御確認ください。

【車両について】

- 導入する車両は新車である。
- 導入する車両は燃料電池自動車であり、乗車定員 10 名以下である。
- 導入する車両は自動車検査証に、乗用・事業用であることが記載されている。

YES ↓

【事業について】

- 不特定多数の旅客を対象に行う一般乗合旅客自動車運送事業
もしくは一般乗用旅客自動車運送事業で使用する。
(専属契約に基づき、特定の事業者のみに使用する車両ではないこと。)

YES ↓

【車両の登録状況等について】

以下の条件を満たしている。

- (1) 導入する FC タクシーは、**県内に使用の本拠の位置を置く**ものであること。
- (2) 導入する FC タクシーは、事業に使用するものであること。ただし、自動車販売会社が導入する場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。また、**補助対象事業者（自動車リース事業者にあつては FC タクシーの貸渡先）の自社製品でない**こと。
- (3) FC タクシーの導入は、**支払いを完了**（所有権留保の場合にあつてはローン契約の締結、リースの場合にあつてはリース契約の締結）し、**車両の登録を申請と同一年度内に行う**こと。
- (4) 導入する FC タクシーの**自動車検査証に所有者及び使用者であることが記載**されること。ただし、リースの場合は、自動車検査証上の所有者は自動車リース事業者であり、使用者は原則当該車両のリースを受ける事業者であること。また、所有権留保付ローン購入の場合は、自動車検査証上の所有者は自動車販売会社又はローン会社等であり、使用者は所有権留保付ローン購入をする事業者であること。
- (5) 補助金の**補助対象事業者は、当該自動車に係る自動車検査証上の所有者**であること。ただし、所有権留保付ローン購入の場合は、補助金の補助対象事業者は当該自動車に係る自動車検査証上の使用者であること。
- (6) 自動車リース事業者は次の基準を満たすこと。
 - ア FC タクシーは、**旅客運送事業者に貸し渡す目的で導入**すること。
 - イ FC タクシーの貸与料金は、**県からの補助金の額に応じた金額を通常の貸与料金から減額して設定**すること。
 - ウ FC タクシーの**リース契約期間は財産処分の制限期間以上**であること。

< 目次 >

第1章 FC タクシーの補助金申請について

1	補助金の概要	4
(1)	募集期間	4
(2)	補助対象事業者（申請者）	4
(3)	補助対象及び補助額	4
2	補助金の申請から交付までの流れ	5
(1)	補助金の申請から交付までの流れと注意事項	5
(2)	注意事項	6
3	提出書類	7
(1)	法人（リース会社を含む）が申請する場合	7
(2)	個人事業主が申請する場合	8
(3)	申請の取下げを行う際の提出書類	9

第2章 その他

1	書類の提出先	10
2	問合せ先	10
3	国の補助制度	11
4	よくある質問	12

第1章 FC タクシーの補助金申請について

1 補助金の概要

(1) 募集期間

2026(令和8)年4月1日(水)から2027(令和9)年3月31日(水)正午まで(必着)
※予算枠に到達した場合、上記に関わらず受付を終了します。
※受付は先着順となります。

(2) 補助対象事業者(申請者)

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者
- ・上記の事業者に貸し渡す目的で導入する自動車リース事業者

(3) 補助対象及び補助額

車検証に(2)の補助対象事業者が所有している旨の記載(※)がある下表の自動車が補助対象です。

ただし、2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に、新規の車両登録及び車両代金の支払い(ローン又はリースの場合は契約の締結)が完了するものに限りです。

補助対象事業者が所有している旨の記載とは

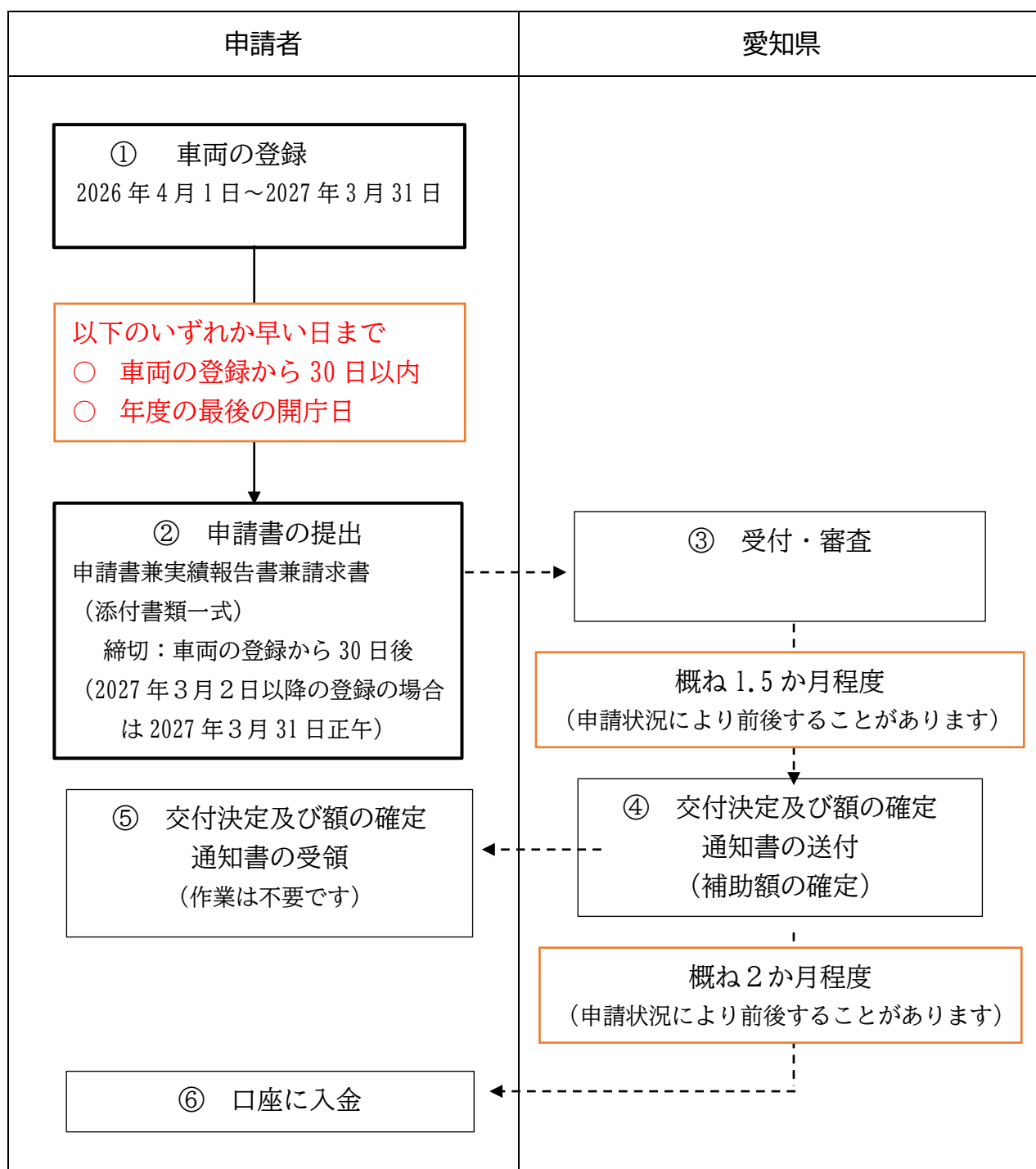
- ・自己所有の場合は、車検証の所有者・使用者欄ともに補助対象事業者の記載があること。
- ・所有権留保の場合は、車検証の使用者欄に補助対象事業者の記載があること。
- ・リースの場合は、車検証の所有者欄に補助対象事業者(リース業者)、使用者欄にリース先の事業者の記載があること。

補助対象車種	補助対象経費	補助率	補助金の額
燃料電池自動車乗用車	車両本体価格	—	3,500千円

- 1 燃料電池自動車乗用車にあつては、補助金の額は、当該補助対象事業に係る車両本体価格から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。
- 2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象としないものとする。

2 補助金の申請から交付までの流れと注意事項

(1) 補助金の申請から交付までの流れ



受付後は、書類に不備ある場合を除き、県から連絡することはありません。
(交付決定及び額の確定通知書の到着をお待ちください)

(2) 注意事項

- ・自己所有の場合、領収書の写し等を提出していただくため、申請書の提出までに車両代金を支払っている必要があります。
- ・法人が申請する場合、車両の所有者（所有権留保、リースの場合は使用者）は法人である必要があります。
（法人代表者の個人名義で登録した車両は補助の対象外となります）
- ・リース車両に係る申請者は、自動車リース事業者です。CEV補助金と異なりますので御注意ください。
- ・使用の本拠の位置は愛知県内の本社、支社、営業所等である必要があります。
（法人代表者等の自宅住所で登録した車両は補助の対象外となる可能性があります）
- ・希望ナンバーへの変更を行った場合は、新規登録の際の自動車検査証記録事項と番号変更後の自動車検査証記録事項を合わせて御提出ください。

3 提出書類

- ・車両登録から30日以内に交付申請をしてください。
- ・必要に応じて記載のない書類の御提出をお願いすることがあります。
- ・記入例を御確認のうえ、記入していただくようお願いいたします。

(1) 法人（リース会社を含む）が申請する場合

番号	書類名	備考
1	・ 交付申請書兼実績報告書 兼請求書（様式1） ・ 事業報告書（別紙1）	・ 押印は不要
2	現在事項全部証明書（原本） 又は 履歴事項全部証明書（原本）	・ リースの場合はリース事業者、貸与先事業者の両方が必要 ・ 発行から3ヶ月以内
3	一般乗合旅客自動車運送事業 または一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し	・ 事業証明書でも可
4	自動車検査証記録事項（写し） （自動車検査証（ハガキサイズのもの）は不要）	・ 新規登録の車両であること ・ 所有者と使用者が同一であること（所有権留保・リースの場合を除く）
5	車両代金請求書（写し）	—
6	代金支払を証する書類（写し）	・ 自己所有の場合：領収書の写し等 ・ 所有権留保（ローン）の場合 ：ローン契約書の写し ・ リースの場合：リース契約書の写し
7	貸与料金算定根拠明細書	・ リースの場合のみ
8	国等補助金交付決定通知書	・ 決定通知が未着の場合は申請書を提出すること ・ 市町村等からの補助金についてもあれば提出すること

(2) 個人事業主が申請する場合

番号	書類名	備考
1	・ 交付申請書兼実績報告書 兼請求書（様式第1） ・ 事業報告書（別紙）	・ 押印は不要
2	住民票（原本）	・ 発行から3ヶ月以内 ・ 個人番号の記載がないもの
3	前年度所得税の確定申告書（写し） （第1表及び第2表）	—
4	一般乗合旅客自動車運送事業 または一般乗用旅客自動車運送事 業の許可書	・ 認証証または証明願でも可
5	自動車検査証記録事項（写し） （自動車検査証（ハガキサイズの もの）は不要）	・ 新規登録の車両であること ・ 所有者と使用者が同一であること（所 有権留保・リースの場合を除く）
6	車両代金請求書（写し）	—
7	代金支払を証する書類（写し）	・ 自己所有の場合：領収書の写し等 ・ 所有権留保（ローン）の場合 ：ローン契約書の写し ・ リースの場合：リース契約書の写し
8	貸与料金算定根拠明細書	・ リースの場合のみ
9	国等補助金交付決定通知書	・ 決定通知が未着の場合は申請書を提 出すること ・ 市町村等からの補助金についてもあ れば提出すること

(3) 申請の取下げを行う際の提出書類

- ・ 申請の取下げを行う際は、以下の書類を御提出ください。
- ・ 申請内容の変更等があった場合には速やかに水素社会実装推進課まで御連絡く
ださい。

書類名
交付申請取下届出書（様式3）

第2章 その他

1 書類の提出先

交付申請書兼実績報告書兼請求書は、以下の県 Web ページから「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、提出してください。

提出書類はファイルの圧縮等を行うこと。一度の申請で20個の圧縮ファイル（10MB以下のファイル）が提出できます。

<燃料電池タクシー導入促進費補助金 Web ページ>

<https://www.pref.aichi.jp/site/suiso-fcv/fcv-taxi.html>

<燃料電池タクシー導入促進費補助金交付申請（電子申請システム）>

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure/6937586043560018482>

2 問合せ先

お問い合わせの前に…

- ・「申請の手引き」を御一読ください。
- ・国の補助金や市町村の補助金については、それぞれの実施団体や市町村にお問い合わせください。
- ・補助金の残額は、Web ページで随時公表しています。予算枠の到達見込などについて直接お問い合わせいただいても、Web ページに掲載していること以上の情報はお答えしかねます。
- ・電話でのお問い合わせの際、「申請の手引き」を使って御案内する場合がありますので、「申請の手引き」を確認できる状況でお電話いただくことをお勧めします。
- ・メールでのお問い合わせの際、タイトル（件名）に『FC タクシー補助金のお問い合わせ』と入力いただきますようお願いいたします。

担当	問合せ先
愛知県経済産業局 水素社会実装推進課 企画グループ	電 話：052-954-7416 受付時間：9時～17時30分（12時～13時を除く） F A X：052-954-6943 E-mail：suiso@pref.aichi.lg.jp

3 国の補助制度

商用車等の電動化促進 事業(タクシー・バス) (環境省)	公益財団法人 日本自動車輸送 技術協会	電話:03-6836-1203 電話受付時間:9時~17時 (12時~13時を除く)
------------------------------------	---------------------------	--

4 よくある質問

Q1 個人は補助対象となりますか。

A1 不特定多数の旅客を対象に行う一般乗合旅客自動車運送事業もしくは一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいれば補助対象となります。

なお、専属契約に基づき、特定の事業者のみに使用する車両については補助対象外となりますのでご注意ください。

Q2 愛知県外の事業者は補助対象となりますか。

A2 本社の所在地が愛知県外の事業者であっても、愛知県内の事業所に導入する場合は補助対象となります。例えば、リース事業者が愛知県内の事業者から車両を貸し渡す場合や、愛知県外に本社がある法人が、愛知県内の事業所に車両を導入する場合は補助対象となります。反対に、愛知県内に本社があっても、愛知県外の事業所で導入する場合は補助対象となりません。

Q3 他の団体の補助金を受けることはできますか。

A3 他の団体(国、市町村など)の補助金と併用いただけます。ただし、他の補助金を受給した結果、補助金の総額が車両本体価格を超える場合は、県の補助額が減額されることがあります(詳細はお問い合わせください)。

Q4 車検証の所有者を法人に、使用者を法人代表者として登録した場合、補助対象となりますか。

A4 補助対象となりません。車検証の所有者及び使用者は、同一である必要があります。(リース・所有権留保の場合を除く)

Q5 今年開業したばかりで、前年の確定申告書の写しがない場合の提出物について教えてください。

A5 確定申告書の代わりに、車検証の使用の本拠地で事業を行っていることを客観的に証明できる書類を提出してください。(例:事業所所在地の記載のある事業許可証の写し等)

Q6 年度末の申請について気を付けるべきことはありますか。

A6 事業を完了(車両の登録)した同一年度内に申請を行う必要がありますのでご注意ください。

なお、導入後申請の申請書兼実績報告書兼請求書は、事業完了日から 30 日以内に提出することになっていますが、事業完了日から 30 日を数えた日が年度をまたぐ場合(4月1日以降になる場合)は、令和9年3月 31 日(令和8年度の場合)までに提出してください。(例 事業完了日が3月 18 日の場合、30 日を経過した日は4月 17 日となりますが、年度をまたぐため3月末までに提出となります。)

ただし、予算の上限に達した場合は最終締切日を待たずして補助金の受付を終了します。

Q7 交付申請をしてから交付決定通知書が発行されるまで、どれくらいの期間がかかりますか。

A7 原則として、交付申請を受け付けた約1.5ヶ月後に交付決定通知書を送付いたします。例:4月 10 日の受付→5月下旬に交付決定
ただし、申請が集中した場合は、さらに期間を要する場合がありますので、ご了承ください。

Q8 補助金の振込は申請をしてからどれくらいで行われますか。

A8 実績報告の受け付け後に発行する交付決定通知書を送付してから2か月程度で振り込まれますが、多少前後する場合があります。

Q9 この補助金は圧縮記帳の対象になりますか。

A9 税務処理等の解釈・詳細は、税理士やお近くの税務署にご確認ください。